

お客さま各位

令和3年3月
長野信用金庫

預金規定の一部改定のお知らせ

平素は長野信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和3年4月1日以降に新規開設いただく預金口座に導入させていただくこととしました。

これを受け、下記のとおり条項を追加し、預金規定を改定させていただきます。

記

1. 改定する預金規定

- (1) 普通預金規定
- (2) 決済用普通預金規定
- (3) 貯蓄預金規定

2. 改定内容

〈未利用口座管理手数料〉

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。
- (3) この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から払戻請求書によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料を引落します。また、残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は預金者に通知することなく、残高を未利用口座管理手数料に充当の上、この預金口座を解約できるものとします。
- (4) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- (5) 前3項により解約された口座の再利用はできません。

3. 改定日

令和3年4月1日（木）

以上